

2013年9月4日

大阪地方裁判所の判決と安倍内閣総理大臣の発言について

日本被団協 田中 熙巳

1 はじめに

去る8月2日、大阪地方裁判所第2民事部（山田明裁判長）は、原告8名全員について、原爆症認定申請却下処分を取り消し、あわせて認定の義務付けを命ずる原告勝訴の判決を言い渡しました。

そこで大阪地裁の判決要旨ならびに関連する新聞記事を配布させていただいたうえで、判決内容の重要性とこの判決に対する控訴断念の意味について、意見を述べさせていただきます。

2 大阪地裁判決の内容

大阪地裁での原告らの申請疾病は、積極認定の範囲内の疾病つまり心筋梗塞（4名）、甲状腺機能低下症（3名）を申請疾病とする原告でした。また原告の中には、遠距離あるいは入市被爆者（爆心地より2.5kmで直爆した者、あるいは原爆投下後に入市した者）が含まれています。さらに積極認定に含まれておらず、かつ入市をした、心不全を申請疾病とする原告までも勝訴しています。

さらに判決内容を詳細に読むと、判決は狭心症及び心筋梗塞と放射線被爆との間には関連を認めることができ、かつそこには「しきい値」は存在しないと考えることが合理的であるとした上で、原告らの狭心症及び心筋梗塞の放射線起因性を認めています。また甲状腺機能低下症についても、判決は、低線量域を含めて放射線起因性を肯定することができるとしています。

3 認定基準の再改訂を命ずる判決

新しい審査の方針（新認定基準）によれば、爆心地から約3.5km以内の被爆者、原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した被爆者等の疾病については、格段に反対する理由のない限り積極的に認定すると定められています。しかし厚労省は、現在でも、新認定基準に「放射性」あるいは「放射線起因性が認められる」という頭言葉をつけた白内障、心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎、肝硬変という非がん疾患については、甲状腺機能低下症

の2km近くを除けば、1km代の近距離被爆者のみを認定し、さらに入市被爆者の申請は全件却下するという、極めて消極的な認定態度を維持しています。

そのため司法と認定行政の乖離は深まるばかりで、現在でも、多くの被爆者が、個別に全国で裁判を提訴せざるを得ない状況になり、その数は100名を越えています。

したがって、今回の大阪地裁判決は、厚労省の上記の偏頗な認定態度を痛烈に批判する結果となりました。

4 司法判断と行政認定の乖離を埋める必要性

このように司法判断と行政認定の乖離は、新しい審査の方針（新認定基準）の下においても、埋まるどころかさらに広がっていますが、とりわけこの大阪地裁に対する控訴が、安倍総理大臣の決断で断念されたことの持つ意味は大きいと考えます。

総理大臣の決断で控訴を行わないという判断が行われた以上、当然大阪地裁判決の趣旨に沿った認定基準の改訂やより柔軟な基準の運用、つまり非がん疾患の大量却下処分の現状を速やかに改善すること、つまり大阪地裁判決の趣旨に沿った認定制度の抜本的な改善を行い、司法判断と行政認定の乖離は直ちに埋められる必要があると考えます。

5 安倍内閣総理大臣の発言の重み

2009年8月6日の「原爆症集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」と同時に公表された内閣官房長官談話には「19度にわたって、国の原爆症認定行政について厳しい司法判断が示されたことについて、国としてこれを厳粛に受け止め、この間、裁判が長期化し、被爆者の高齢化、病気の深刻化などによる被爆者の方々の筆舌に尽くしがたい苦しみや、集団訴訟に込められた原告の皆さん的心情に思いを致し、これを陳謝します」と記載されています。

また安倍晋三内閣総理大臣は、8月6日と9日に、広島と長崎で、「今なお苦痛を忍びつつ、原爆症認定を待つ方に、一日でも早く認定がおりるように最善を尽くします」、「被爆された方々の声に耳を傾け、より良い援護策を進めしていく」、「広島の御慰靈を悼む朝、私は、これらの責務に、倍旧の努力を傾けていくことをお誓いします」と述べています。

原爆症認定検討会では、安倍総理の上記の発言の趣旨を十分に尊重したうえで、議論を前向きに進め、被爆実態に見合った、抜本的な認定制度の改善内容を含んだ「とりまとめ」がなされることを、強く希望します。

平成21年(行ウ)第224号ほか 原爆症認定義務付等請求事件

判決要旨

1 本件は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）1条の被爆者である原告ら（原告■を除く。以下、原告■を除く原告らを併せて「未認定原告ら」という。）が、被爆者援護法11条1項の規定による認定（以下「原爆症認定」という。）の申請をしたところ、厚生労働大臣がこれらの申請を却下する旨の処分（以下、併せて「本件各却下処分」という。）をしたことから、被告に対し、本件各却下処分の取消し及び原爆症認定の義務付けを求めるとともに、国家賠償法1条1項の規定により、慰謝料各200万円及び弁護士費用各100万円並びにこれらに対する遅延損害金の各支払を求め、原爆症認定を受けた者である原告■が、被告に対し、厚生労働大臣が、原告■による原爆症認定の申請の後、原爆症認定を一定の期間しなかったこと（以下「本件不作為」という。）により精神的苦痛を受けたと主張して、国家賠償法1条1項の規定により、慰謝料の支払を求めた事案である。

2 当裁判所は、本件訴えのうち原告■の白血球減少症及び原告■の貧血症につき原爆症認定の義務付けを求める部分は不適法であるから却下し、原告■、原告■、原告■、原告■、原告■及び原告■の各原爆症認定の申請を却下する旨の処分の全部並びに原告■及び原告■の各原爆症認定の申請を却下する旨の処分のうち原告■の急性心筋梗塞及び原告■の心筋梗塞に係る部分の取消しと、上記各取消しに係る疾病についての原爆症認定の義務付けを求める各請求はいずれも理由があるから認容し、原告らのその余の請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。

3 本件における争点は、①原爆症認定における放射線起因性の判断基準、②未認定原告らの原爆症認定要件該当性、③本件義務付けの訴えの適法性等、④本件各却下処分についての国家賠償責任及び⑤本件不作為についての国家賠償責任である。

4 被爆者援護法 10 条 1 項、11 条 1 項の規定によれば、原爆症認定をするためには、①被爆者が現に医療を要する状態にあること（要医療性）のほか、②現に医療を要する負傷若しくは疾病が原子爆弾の放射線に起因するものであるか、又は上記負傷若しくは疾病が放射線以外の原子爆弾の傷害作用に起因するものであって、その者の治癒能力が原子爆弾の放射線の影響を受けているため上記の状態にあること（放射線起因性）が必要であると解される。ところで、行政処分の要件として因果関係の存在が必要とされる場合に、その拒否処分の取消訴訟において原告がすべき因果関係の立証の程度は、特別の定めがない限り、通常の民事訴訟における場合と異なるものではない。そして、訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とすると解すべきである。そして、被爆者援護法は、給付ごとにそれぞれ支給要件を規定しているところ、健康管理手当や介護手当の支給要件についてはいずれも弱い因果の関係で足りることが規定上明らかにされていること（被爆者援護法 27 条 1 項、31 条）と対比すると、原爆症認定については、実体法上、放射線と負傷若しくは疾病の発生又は治癒能力の低下との間に通常の因果関係があることが要件とされていると解するのが相当である。よって、原爆症認定の要件としての放射線起因性については、原告において、原爆放射線に被曝したことにより、その負傷若しくは疾病又は治癒能力の低下を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明する必要があり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを要すると解すべきである。

5 放射線起因性について上記のとおり解するとしても、人間の身体に疾病等が生じた場合に、その発症に至る過程においては、多くの要因が複合的に関連しているのが通常であり、特定の要因から当該疾病等の発症に至った機序を逐一解明することには困難が伴う。殊に、放射線に起因する疾病等は、放射線に起因することによって特異な症状を呈するものではなく、その症状は放射線に起因しない場合と同様であり、また、放射線が人体に影響を与える機序は、科学的にその詳細が解明されているものではなく、長年月にわたる調査にもかかわらず、放射線と疾病等との関係についての知見は、統計学的、疫学的解析による有意性の確認など、限られたものにとどまっており、これらの科学的知見にも一定の限界が存する。そこで、放射線起因性の判断に当たっては、当該疾病の発症等に至った医学的・病理学的機序を直接証明することを求めるのではなく、当該被爆者の放射線への被曝の程度と、統計学的・疫学的知見等に基づく申請疾病等と放射線被曝との関連性の有無及び程度を中心的な考慮要素としつつ、これに当該疾病等の具体的症状やその症状の推移、その他の疾病に係る病歴（既往歴）、当該疾病等に係る他の原因（危険因子）の有無及び程度等を総合的に考慮して、原子爆弾の放射線への被曝の事実が当該申請に係る疾病若しくは負傷又は治癒能力の低下を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性が認められるか否かを経験則に照らして判断するのが相当である。

6 放射線起因性の判断に当たっては、上記のとおり、当該被爆者の放射線への被曝の程度が中心的な考慮要素の一つとなるところ、厚生労働大臣が原爆症認定を行うに当たっては、原則として疾病・障害認定審査会（原子爆弾被爆者医療分科会）の意見を聴かなければならないとされており、同審査会は、「原爆症認定に関する審査の方針」（以下「旧審査の方針」という。）の下において、被爆者の被曝線量を①初期放射線による被曝線量の値に②残留放射線（誘導放射線）による被曝線量の値及び③放射性降下物による被曝線量の値を加えて得た値とし、④内部被曝によ

る被曝線量は特に考慮していないのであって、「新しい審査の方針」（以下「新審査の方針」という。）の下においても、大枠としては同様の評価方法を踏襲しているものと認められる。新審査の方針の下での線量評価体系（DSO2）等に基づく被曝線量の算定方法は、科学的合理性を肯定することができるものの、シミュレーションに基づく推定値であることや測定精度の問題等から一定の限界が存することに十分留意する必要があることに加え、初期放射線については過小評価の可能性があり、誘導放射線及び放射線降下物による放射線については、内部被曝の影響を考慮していない点を含め、地理的範囲及び線量評価の両方において過小評価となつて疑いが強いという問題がある。そうすると、上記により算定される被曝線量は、飽くまでも一応の目安とするにとどめるのが相当であり、被曝者の被曝線量を評価するに当たっては、当該被曝者の被曝状況、被曝後の行動、活動内容、被曝後に生じた症状等に照らし、様々な形態での外部被曝及び内部被曝の可能性がないかどうかを十分に検討する必要があるというべきである。

7 原告■の申請疾病は「狭心症」であるところ、狭心症と放射線被曝との間には関連性を認めることができ、そこに一定のしきい値は存在しないと考えるのが合理的であるところ、原告■は、健康に影響を及ぼす程度の放射線に被曝していた可能性が高いというべきであること等からすれば、原告■の狭心症については、放射線起因性が認められる。また、原告■の狭心症については、要医療性が認められる。そうすると、原告■の原爆症認定の申請を却下する処分は違法というべきであり、取消しを免れない。

8 原告■の申請疾病は「心筋梗塞」であるところ、心筋梗塞と放射線被曝との間には関連性を認めることができ、そこに一定のしきい値は存在しないと考えるのが合理的であるところ、原告■は、健康に影響を及ぼす程度の放射線に被曝していた可能性が高いというべきであること等からすれば、原告■の心筋梗塞につい

ては、放射線起因性が認められる。また、原告 [] の心筋梗塞については、要医療性が認められる。そうすると、原告 [] の原爆症認定の申請を却下する処分は違法というべきであり、取消しを免れない。

9 原告 [] の申請疾病は「心筋梗塞症」であるところ、心筋梗塞と放射線被曝との間には関連性を認めることができ、そこに一定のしきい値は存在しないと考えるのが合理的であるところ、原告 [] は、健康に影響を及ぼす程度の放射線に被曝していた可能性が高いというべきであること等からすれば、原告 [] の心筋梗塞症については、放射線起因性が認められる。また、原告 [] の心筋梗塞症については、要医療性が認められる。そうすると、原告 [] の原爆症認定の申請を却下する処分は違法というべきであり、取消しを免れない。

10 原告 [] の第1の申請疾病は「慢性甲状腺炎（橋本病）」とされているが、実質的には、慢性甲状腺炎による甲状腺機能低下症が申請されているものと認められる。そして、慢性甲状腺炎及び甲状腺機能低下症と放射線被曝との関連性については、低線量域を含めて、一般的に肯定することができるところ、原告 [] は、健康に影響を及ぼす程度の放射線に被曝していた可能性が高いというべきであること等からすれば、原告 [] の慢性甲状腺炎による甲状腺機能低下症については、放射線起因性が認められる。また、原告 [] の慢性甲状腺炎による甲状腺機能低下症については、要医療性が認められる。

原告 [] の第2の申請疾病は「舌がん術後後遺症」であるが、その具体的な内容は、右上肢拳上障害であると認められる。ところで、原告 [] の舌がんは原子爆弾の放射線に起因すると認めることができ、原告 [] の右上肢拳上障害は、舌がんの治療としての右頸部リンパ節郭清術の際に副神経が切断されたことにより発症し、舌がんの放射線治療による放射線障害によって神経細胞が減少したことにより両側腕神経叢障害（放射線治療後）を発症したことにより増悪し、筋萎縮性側索硬化症の亜

型である Flail arm syndrome を発症したことにより更に増悪したものと認められる。そして、上記の副神経の切断及び両側腕神経叢障害が舌がん治療の後遺症であることは明らかであるから、原告 ■■ の右上肢拳上障害については、放射線起因性が認められるというべきである。また、要医療性の要件は原爆症認定の申請時において満たされていれば足りると解されるところ、原告 ■■ は、原爆症認定の申請をした時点において、右上肢拳上障害について内服薬による治療を受けていたと認められるから、原告 ■■ の舌がん術後後遺症（右上肢拳上障害）については、要医療性の要件を満たしていたというべきである。

そうすると、原告 ■■ は、原爆症認定の申請に係る慢性甲状腺炎（橋本病）及び舌がん術後後遺症のいずれについても放射線起因性及び要医療性の要件を満たしていたものと認められるから、上記申請を却下する処分は違法というべきであり、取消しを免れない。

11 原告 ■■ の申請疾病は、「甲状腺機能低下症」であるところ、その甲状腺機能低下症は自己免疫性ではないと認められるが、自己免疫性でない甲状腺機能低下症と放射線被曝との間には低線量域を含めて関連性を認めることができ、原告 ■■ は、健康に影響を及ぼす程度の放射線に被曝していた可能性が高いというべきであること等からすれば、原告 ■■ の甲状腺機能低下症については、放射線起因性が認められる。また、原告 ■■ の甲状腺機能低下症については、要医療性が認められる。そうすると、原告 ■■ の原爆症認定の申請を却下する処分は違法というべきであり、取消しを免れない。

12 原告 ■■ の第 1 の申請疾病は「白血球減少症」であるところ、原告 ■■ の白血球減少症については、原爆症認定の申請をした時点において、積極的な治療行為を伴わない経過観察が必要とされていたにすぎず、当該疾病につき悪化の可能性が高い等の特段の事情があったとも認められないから、要医療性が認められないという

べきである。

原告■の第2の申請疾病は「急性心筋梗塞」であるところ、心筋梗塞と放射線被曝との間には関連性を認めることができ、そこに一定のしきい値は存在しないと考えるのが合理的であり、原告■は、健康に影響を及ぼす程度の放射線に被曝していた可能性が高いというべきであること等からすれば、原告■の急性心筋梗塞については、放射線起因性が認められる。また、原告■の急性心筋梗塞については、要医療性が認められる。

そうすると、原告■の原爆症認定の申請を却下する処分のうち急性心筋梗塞に係る部分は違法というべきであり取消しを免れないが、白血球減少症に係る部分は違法であるとは認められず、当該部分の取消請求は理由がない。

13 原告■の第1の申請疾病は「貧血症」であるところ、原告■の貧血症については、原爆症認定の申請をした時点において、積極的な治療行為を伴わない経過観察が必要とされていたにすぎず、当該疾病につき悪化の可能性が高い等の特段の事情があったとも認められないから、要医療性が認められないというべきである。

原告■の第2の申請疾病は「心筋梗塞」であるところ、心筋梗塞と放射線被曝との間には関連性を認めることができ、そこに一定のしきい値は存在しないと考えるのが合理的といるべきであり、原告■は、健康に影響を及ぼす程度の放射線に被曝していた可能性が高いというべきであること等からすれば、原告■の心筋梗塞については、放射線起因性が認められる。また、原告■の心筋梗塞については、要医療性が認められる。

そうすると、原告■の原爆症認定の申請を却下する処分のうち心筋梗塞に係る部分は違法といるべきであり取消しを免れないが、貧血症に係る部分は違法であるとは認められず、当該部分の取消請求は理由がない。

14 原告■の申請疾病は「甲状腺機能低下症」であるところ、原告■の甲状腺

機能低下症は、潜在性甲状腺機能低下症であると認められる。そして、潜在性甲状腺機能低下症を含む甲状腺機能低下症と放射線被曝との関連性については、自己免疫性であるか否かを問わず、低線量域を含めて、一般的に肯定することができること、原告■は、健康に影響を及ぼす程度の放射線に被曝していた可能性が高いというべきであること等からすれば、原告■の甲状腺機能低下症については、放射線起因性が認められる。また、原告■の甲状腺機能低下症については、要医療性が認められる。そうすると、原告■の原爆症認定の申請を却下する処分は違法というべきであり、取消しを免れない。

15 未認定原告らの原爆症認定の義務付けを求める訴えは、行政事件訴訟法3条6項2号の申請型義務付けの訴えであるところ、上記のとおり、未認定原告らの本件各却下処分の取消請求のうち、原告■の白血球減少症及び原告■の貧血症に係る部分は認容されるべきものではないから、本件訴えのうち当該疾病につき原爆症認定の義務付けを求める部分は、同法37条の3第1項2号の要件を満たさず不適法であり、却下を免れない。他方、上記のとおり、本件各却下処分のうち、その余の疾病に係る部分は取り消されるべきものであるから、本件訴えのうち当該疾病につき原爆症認定の義務付けを求める部分は、同号の要件を満たし、適法であると認められる。そして、上記各疾病については、放射線起因性及び要医療性のいずれの要件も満たされていると認められ、他にこれを却下すべき事情も見当たらないから、同法37条の3第5項の規定により、厚生労働大臣に対し、原爆症認定をすべき旨を命ずるのが相当である。

16 国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるから、原爆症認定の申請に対する却下処分が放射線起因性又は要医療性の要件の充足に関する

判断を誤ったため違法であるとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、原爆症認定に関する権限を有する厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該却下処分をしたと認め得るような事情がある場合に限り、国家賠償法上違法の評価を受けるものと解するのが相当である。そして、厚生労働大臣が原爆症認定申請につき疾病・障害認定審査会の意見を聴き、その意見に従って却下処分を行った場合においては、その意見が関係資料に照らして明らかに誤りであるなど、答申された意見を尊重すべきではない特段の事情が存在し、厚生労働大臣がこれを知りながら漫然とその意見に従い却下処分をしたと認め得るような場合に限り、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該却下処分をしたものとして、国家賠償法上違法の評価を受けると解するのが相当である。

本件各却下処分については、疾病・障害認定審査会の意見が関係資料に照らし明らかに誤りであるなど、答申された意見を尊重すべきではない特段の事情が存在したとまでは認められず、行政手続法5条1項（審査基準の設定）違反及び同法8条（理由の提示）違反も認められないから、厚生労働大臣が本件各却下処分を行ったことが国家賠償法上違法であるとは認められない。

17 厚生労働大臣が原爆症認定の申請に対する処分のために客観的に手続上必要と考えられる期間内に応答処分をしなかったとしても、そのことから直ちに国家賠償法上1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と相当の期間を超えて応答処分を長期間遅延させたと認め得るような事情がある場合に限り、国家賠償法上違法の評価を受けるものと解するのが相当である。原爆症認定の申請からこれに対する応答処分までの通常要すべき期間は、その審査の難易度等において平均的な事案を想定すれば、1年程度を一応の目安とするのが相当というべきであるが、新審査の方針の策定の経緯や申請件数の激増等の諸事情を踏まえれば、原爆症認定に係る

事務が滞留し、通常よりも申請書類の確認作業等に時間を要したことや、新審査の方針の策定前あるいは策定後直ちに本件各却下処分に係る原爆症認定の申請につき諮詢・答申がされなかつたことにもやむを得ない事情があつたというべきであり、かつ、厚生労働大臣が従前の処理体制を漫然と放置していたということはできない。そうすると、未認定原告らの原爆症認定の申請から本件各却下処分まで約1年8か月から約3年6か月を要したことについては、上記申請を殊更放置していたといった特段の事情がない限り、厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と相当の期間を超えて応答処分を長期間遅延させたものということはできない。そして、本件各却下処分について上記特段の事情があると認めるに足りる証拠はないから、未認定原告らの原爆症認定の申請から本件各却下処分まで約1年8か月から約3年6か月を要したことが国家賠償法上違法であるとは認められない。よって、未認定原告らの被告に対する国家賠償法1条1項の規定による損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

18 原告■による原爆症認定の申請の後、原爆症認定を約2年2か月間しなかつた本件不作為については、上記申請を殊更放置していたといった特段の事情があると認めるに足りる証拠はないから、厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と相当の期間を超えて応答処分を長期間遅延させたものということはできない。よって、原告■の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

以上

8人の原爆症認定

大阪地裁 却下処分取り消し

2013年(平成25年)8月2日(金曜日)

国が要件を緩和して 導入した原爆認定の 新基準で申請を却下さ れた近畿地方の8人の被 爆者か、却下処分の取 り消しなど求めた訴 讼の原告で、大蔵組 裁(山田明裁判長)は2 日、金属性原爆症認定 の除外を取り消した。	訴状などによると、 被爆者が被爆後、各 地で訴訟が提起され、 処分を取り消す解決 が出ていた。厚生労働 省の有識者検討会は基 準見直しに向け議論し た。原告は大阪、京都、 兵庫に住む心筋梗塞や 甲状腺機能低下症など ほかに原爆症と認定 を想う72歳~87歳の被爆 されたもの。結婚中の者 の人(1人は死)。	08年、認定を求めて申 け出しだが、10年たつ て一人が認定されたほ かは、金属性が却下され た。新基準を定め た訴状は、原爆症の 認定をめぐる巡回訴訟 で国敗訴が相次いだた め08年に導入された 09年、金属性が却下され たが、却下され た。
--	--	---

原 火 症 8 人 醫 定

大阪地裁
國の処分取り消し

庄喜・長崎で被爆した大阪や神戸の8人（一人は死亡）が、原爆症と認めなかつた國の処分の取り消しを求めた訴訟の判決が2

爆症の認定を申請し、裁判所が国に認定を命じた。しかし、國が1回しかやめやめしない、「難病」と認めたが、80人

響などが過小評価され
る疑惑があり、一応の大坂地裁判決が初め

(87)が「貴様置いたしたる御金を認定せざる、わ
れど。したるの故、先づ御用度せられてござ
人たるの支拂ひつゝござれた」と語った。
弁護団は「圓井田御金の額を數へて御端
し」一袋詰玉子の袋紙。いまだの認定の
やうに改めて御申す所だ」と述べ、圓の精算の
異議つけを免めた。

一方、黒澤監督は今後の映画監督活動を辞意を表明してしまった。【佐田耕一】

は起されたため、その処分の取り消しも求められた。そこで、「被爆者」としての認定の設定を議論せざつた。

支那の歴史

原
本
正
人
全
真
天
心
大

国の却下処分取り消し

國が要津を握りて侵入した原爆空襲臨定の新基準で申請を認めたが故に北緯36度の被爆者が、却下処分の取り消しならざるを得た訴訟の判決で、大阪地裁（田中昭義裁判長）が今日、原告敗訴、80人全員の却下処分を取消し、原告側は認定されずのひびた憲法訴訟の却下処分が、申請に対する既存の却下処分の上位闇を覆したといつて、する損害賠償請求を棄却した。

損害賠償請求は棄却

「お世話。弁護団、喜び広がる
人たちはかほ歎きが上が
手を取って喜
び声をあげる人が多い。
「政府は司法判断は被弾。
われわれといそ」と腰を
のせて訴えた。
原宿の1人、山口豊雄
さん(57)=神戸市北区
=は記者を見た=「臺灣開
拓した鐵道で原爆だ
露ゆるや大歎きがし
たい」と語った。

大阪地圖

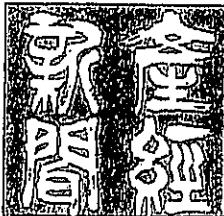
期間待たれただよつと撰

期間限定で販売

卷之三

期間限定で販売

卷之三



平成25年(2013)白字025875号

88 | 5

産業新聞(サンケイ)
THE SANKEI SHIMBUN
発行所 ◎産業新聞大阪本社 2013
〒553-8660 大阪市浪速区浪町2-1-57
☎ 大阪(06)6633-1221(大代表)

紙面・記事へのご意見・お問い合わせ
06-6633-9066(平日9時～18時、土曜～17時)日祝日休み

販売・配達に関するお問い合わせ

06-6633-9357 (平日9時~19時、土日祝日~17時)

<http://o-sankei-hanbai.com/c/> | 本日の会議
壁紙のおすすめ

0120-34-3733 (平日9時~19時、土日祝日休み)

<http://www.sankei.co.jp/reader>

原爆症候群であるべからず		原爆症候群であるべからず	
被爆者を被爆者と見なす	原爆症候群であるべからず	被爆者を被爆者と見なす	原爆症候群であるべからず
被爆者を被爆者と見なす	原爆症候群であるべからず	被爆者を被爆者と見なす	原爆症候群であるべからず
被爆者を被爆者と見なす	原爆症候群であるべからず	被爆者を被爆者と見なす	原爆症候群であるべからず
被爆者を被爆者と見なす	原爆症候群であるべからず	被爆者を被爆者と見なす	原爆症候群であるべからず

原発症の新認定基準 政府は平成20年、それまでの認定基準を緩和し、被爆地帯が爆心地から約3・5km以内へ原爆投下から約100時間以内に爆心地から約2・5km以内へ市町へ人口約100万人間隔後、2週間以内に24ヶ所以上の地点に1週間程度以上滞在した被爆者について、がんや日赤病などを発症起因因子の疾患を認定すれば積極的に原爆症に認定するとの新基準を策定した。しかし実際には、発病時期のずれや急性症状がないことなど、典型症例から外れた場合は不認定となるケースがあり、そのため緩和を求める声が出ている。

原爆症新基準
柔軟適用へ

政府方針不認定救濟以

じも受け入れの方針を決定した。たゞ、④要介護の被
爆者が原爆症候群の疾患で申請した場合、かわりつけは医
院の認定があれば医療特別手当(月7万円程度)を支
給するとの項目については難色を示しているとい
ふ。

の一部が却下処分の取り消しを蒙るに至り、その後は行動範囲などについて原則的訴えを認め、それを十分に検討する必要があると認められました。今日の口述がおなじで、新規性で、被験者況る」と指摘された。

原爆症を積極認定

首相表明へ新基準を柔軟適用

下から100時間以内に5%以内に入つた人が市被爆者のうち、がんや白血病になつた場合は全額救済／市被爆者について甲状腺機能低下症などの疾患も積極的に認定／がんを軸に検討されている。病気が原爆の放射線による認定した人に医療特別手当（年額約13万6000円）を支給する「原爆認定制度」

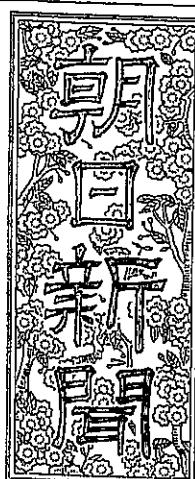
「不確定要素を受けた時間帯や、施設の内然れども、施設をねばねばケーブル端子を接続後、差し込んだ。」

提訴された大阪で、被爆者らが訴訟した。8人中3人が症と認められた。ただ、紙による見面会で、金で止して金を支給して、一律に「被爆病障害の

2013年(平成25年)

8月6日
火曜日

夕刊



朝日新聞東京本社
発行所:〒104-8011東京都中央区
築地5-3-2 電話:03-3545-0131
www.asahi.com

原爆症訴訟、控訴断念へ

首相被曝者高齢化で判断

本島、最終で被爆した人を原爆症認めたが國の処分を取り消した大阪地裁の判決をめぐり、安倍晋三首相は大阪高裁への控訴を断念する大針を固めた。被爆者の高齢化が進み、終審を重く必要があると判断。政府内で調整したりべて決定した。國の認定制度真直の議論が影響したことだ。マの間、「抜本的改善を」

首相が2010年、訪問先「省と原爆を争がせた」と述べ、対応を加速する意を示した。原爆症認定の申請を下すをめぐる訴訟が相次いでいる現状を踏まえ、大阪地裁が國の処分を取り消したのは、原爆投下時に被爆したが國が被爆地の距離

下後に被爆地に入りたりした70~80代の8人(提訴者は9人)。2006~08年に原爆症認定を申請したが、08年に導入された新たな審査基準に對して却下された。今月2日に出した判決は、新標準の科学的合理性を認め、被爆状況などを見詮し判断する必要があるとした。

國の新標準では、「被爆地から100~500メートルで被爆した」以下100~1000倍程以内に爆心地から2キロ以内に入った人が特定疾患にかかる場合」「原爆症」として「被爆的認定」としてある。申請に対し、國側は「被爆の爆心地との距離

が30~50メートルを超えていた」とし

て却下。だが、大阪地裁が

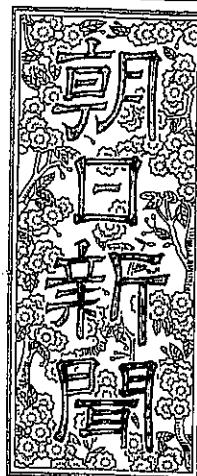
が30~50メートルを超えていたとし

2013年(平成25年)

8月9日

金曜日

夕刊



朝日新聞東京本社
発行所:〒104-8011 東京都中央区
築地5-3-2 電話:03-3545-0131
www.asahi.com

原爆元訴訟控訴を断念

安倍首相、眞崎で表明

本島、眞崎での被爆者を「おじいちゃん、おばあちゃん」の言葉で表現。原爆症の脳卒中の処分の日、片瀬市内で今見立。者の状況を考慮して、数々を取つて大医師会議が開かれた。緊急の決議を示したのだ。

平一

平和祈念式典 首相あこがれ

「イフ」の外相会合を、広島で開きます。

原告「全体の救済を」

14 版

土曜日 14 版

2013年(平成25年)8月10日

四

卷二

1

卷三

原爆正認定集団訴訟の全
国弁護団事務局長、源田西
朗弁護士は、長崎市内の大
テルであった旅館の食卓に
同席。会員後、「控訴訴訟を
目の前で聽けり、やうと区
切りがついた」。総理の発言
は驚くべき大詰だら詰

（）
体験講会（被爆海）の田中君
原爆事故長（28）が会場で
て前回の講演を題物、「被
本筋に運送をやめた」とい
う感じたことと語った。
広島地裁でも、被爆者27
人が原爆焼死の認定を求めて
裁判を繰りこね、「被爆
断念は」血肉のいんのやが
れいじこ」として原爆警告
の田畠恒子さん（50）＝広島
市鶴見区＝が、焼心地から1
年半も経たが原爆
低不正と論議されたが原爆
裁判のひねりで、3年間も
提訴した。「私たちはなぜか
時間がない。訴訟を怠る」
と問題を解決してほし」と
一方、長崎県平和運動セ
ンター・被爆者連絡協議会の
川野浩一議員は「一步踏進
とは思ひが、裁判は勝手に立
がなんかない状態を断念する
ところのは、非常に冷た
い。誠意だと認められな
い」と批判した。

かれた平和祈念式典に出席。後、被爆者代表の西田義
認定申請を見直す議論を加
速させるか田村憲二監修
相に提出したと伝えたりえ
で、「今後もむしろかの対
応していく」と述べた。現
行の認定基準は首相が第1
次内閣の2007年に見直
しを指示したのを契機 08
年に認めたものである。

定をうだかねいじなりれ
し」と、一矢の箭を齊
んだ。「たゞ、「原初物語」
では、被釋迦牟尼の教
義は「もがけて、制度の抜
本詮釋をやめよ。」

8月10日
(土曜日)

発行所
西日本新聞社
福岡市中央区天神 1丁目
4番 1号(〒810-8721)
西日本新聞社 2013年
電話 092(711)5555(代)
<http://nishinippon.co.jp/>
郵便番号
092(711)5331
平日10~18時
土曜 10~14時(日・祝日休み)
購読・配送の案内(7~20時)
0120-44-0120

長崎總局 095(822)0125

自相原爆症控訴也

大阪訴訟

